

- ② 郵送による申請  
各財務(支)局単位で付与する競争参加資格は、各財務(支)局が管轄する区域内における財務省関係機関に対して有効なものとなるので、郵送(ただし、書留郵便とする。)による申請者(建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者)は、申請書に郵送による申請の添付書類を添付した上で、希望する区域内の別記2に掲げる提出場所のうちのいずれか1か所に提出することとする。
- (3) 郵送による申請の添付書類
- ① 契約の種類 建設工事
- (a) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し(雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類)
- (b) 工事経歴書
- (c) 営業所一覧表
- (d) 納税証明書その3等又はその写し
- (e) 建設共同企業体協定書の写し(経常建設共同企業体による場合に限る。)
- (f) 適格組合証明書の写し(官公需適格組合による場合に限る。)
- (g) 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し(グループ経営事項審査の結果による場合に限る。)
- (h) 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し(持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。)
- (i) 合併等に係る契約書の写し(合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。)  
なお、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業

- 法(昭和24年法律第100号)第3条第1項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については、(a)の書類に代えて、次の(j)~(k)の書類を添付するものとする。
- (j) 登記事項証明書又はその写し(法人の場合)
- (k) 財務諸表類(直前2年度分)  
令和元・2年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続(以下「更生手続等」という。)の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の(1)~(n)の書類を合わせて添付するものとする。
- (1) 更生手続等開始の決定書の写し
- (m) 貸借対照表及び損益計算書
- (n) 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類
- ② 契約の種類 測量・建設コンサルタント等
- (a) 測量等実績調書
- (b) 技術者経歴書
- (c) 営業所一覧表
- (d) 登記事項証明書又はその写し(法人の場合)
- (e) 登録証明書等又はその写し(各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類)
- (f) 納税証明書その3等又はその写し
- (g) 財務諸表類(直前1年度分)
- [注]  
申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって(d)及び(e)に掲げる書類並びに(b)及び(g)に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。
- イ 測量業者(測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。)  
測量法第55条の8に規定する書類の写し

- ロ 建設コンサルタント登録業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)  
建設コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し
- ハ 地質調査登録業者(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)  
地質調査業者登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し
- ニ 補償コンサルタント登録業者(補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)  
補償コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し
- 4 競争に参加することができない者
- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)
- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (3) 建設工事に係る競争については、次の各号の一に該当する者
- ① 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(定期の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請にあっては告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。)第一の一の2に規定する審査基準日が平成30年10月29日より後のもの、随時の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請にあっては告示第一の一の2に規定する審査基準日が申請をする日の1年7月前の日以後のもの。(ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となっているものに限る(当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものでそれぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出できる場合を除く。))を受けていない者(ただし、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法第3条第1項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については除く。)